

島根県報

第一、四八九号

平成十五年七月二十二日

(火曜日)

目次

- 告示
島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部改
正 (廃棄物対策課) 一
- 公告
土地改良事業計画書の縦覧 (農村整備課) 一
- 補欠の労働者委員候補者の推薦期間 (労働政策課) 一

告示

島根県告示第六百三十七号

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱(平成五年島根県告示第一百七十六号)の一部を次のように改正する。

平成十五年七月二十二日

島根県知事 澄田信義

第十七条第三項中第二号を削り、第三号を第一号とする。

様式第一号中 2 使用するモニタリングの写し
3 その他仕事が必要と認められる書類
を 2 その他仕事が必要と認められる書類に改める。

附則

この告示は、平成十五年七月二十二日から施行する。

島根県告示第六百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年七月二十二日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八束郡八雲村土地改良区	大田地区用排水施設事業 (がんばる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	八雲村役場

公告

第三十九期島根県地方労働委員会労働者委員について、補欠の委員を一名任命する必要があるため、労働委員会委員の推せん方法(昭和三十五年島根県告示第五百六十二号)第三号の規定に基づき、補欠の労働者委員候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成十五年七月二十二日

島根県知事 澄田信義

推薦期間 平成十五年七月二十二日から同年八月四日まで

平成十五年七月二十二日印刷
平成十五年七月二十二日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江
市
学
園
南
町
松
島
陽
根
印
刷
所

定価一箇月
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行